

一般地域・商業系市街地の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
【駅周辺、沿道商業地共通】	建築物の配置においては、道路などの公共空間に配慮し、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、地域特性に配慮する。 記載欄
【駅周辺、沿道商業地共通】	道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。 記載欄
【沿道商業地】	建物をセットバックする場合は、庇を設置したり、外構の塀や生垣などを設置するなど、壁面の連続性に配慮する。 記載欄
(2) 高さ・規模	
【駅周辺、沿道商業地共通】	周辺の建築物群のスカイラインに配慮し、著しく低い建築物や突出した高さの建築物は避ける。 記載欄
【駅周辺商業地】	周辺の主要な眺望点（道路、駅前広場など）からの見え方に配慮する。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩【駅周辺、沿道商業地共通】	
	建築物の形態は、建築物全体のバランスや隣接する建築物等との形態のバランスに配慮する。 記載欄
	建築物の意匠は、地域特性に配慮し、道路に背を向けた印象を与えない工夫をする。 記載欄
	建築物に付帯するアトリウム・設備などの構造物は、建築物本体との調和に配慮する。 記載欄

<p>建築物の色彩は、別表に定める色彩基準 に適合するとともに、商業地としての景観に配慮する。 記載欄</p>
<p>大きな壁等は部材や色彩・素材などによる面の分割化や、上層部のセットバックに努めるなど、圧迫感を感じさせないよう工夫する。 記載欄</p>
<p>周辺より高層となる場合は、低層部と上層部で壁面に変化をつけるなど、周辺の街並みとの調和に配慮する。 記載欄</p>
<p>(4) 屋根・屋上【駅周辺、沿道商業地共通】</p>
<p>バルコニーや屋根、屋上にある設備等は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 記載欄</p>
<p>屋上緑化・壁面緑化を検討し、緑の創出に配慮する。 記載欄</p>
<p>(5) 公開空地・外構等</p>
<p>【駅周辺、沿道商業地共通】 道路に面した部分は、植木鉢やプランターで飾るなど、商業地としての景観に配慮する。 記載欄</p>
<p>【駅周辺、沿道商業地共通】 樹種の選定に当たっては、周囲との調和などに配慮する。 記載欄</p>
<p>【駅周辺、沿道商業地共通】 道路に面する部分に塀や柵を設ける場合は、生垣や素材・仕上げに配慮した透過性の高い柵とし、商業地の街並みとの調和に配慮する。 記載欄</p>
<p>【駅周辺、沿道商業地共通】 隣接する緑やオープンスペースとの連続性に配慮する。 記載欄</p>
<p>【駅周辺、沿道商業地共通】 利用しやすいアメニティ空間を確保するよう工夫する。 記載欄</p>

	<p>【駅周辺、沿道商業地共通】 周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周囲の景観に応じた照明を行う。 記載欄</p>
	<p>【駅周辺、沿道商業地共通】 外構計画は、敷地内のデザインのみをとらえるのではなく、隣接する敷地や道路など、周囲の街並みと調和を図った色調や素材とする。 記載欄</p>
	<p>【駅周辺、沿道商業地共通】 道路に面する敷地部分に設置するベンチや照明灯などの施設は、統一性に配慮する。また、照明の色についても景観に配慮する。 記載欄</p>
	<p>【駅周辺、沿道商業地共通】 施設内に設ける設備類は、周囲からの見え方に配慮する。 記載欄</p>
	<p>【駅周辺商業地】 舗装については、街並みや隣接する敷地、接する道路などとの調和に配慮する。 記載欄</p>
	<p>【駅周辺商業地】 サイン計画については、建築物と周辺環境に配慮し、分かりやすさや美観風致が向上するよう配慮する。 記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--